

京都市告示第 194 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 6 月 23 日

京都市長 門川大作

道路の種類                      市道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
梅津緯54号線	右京区梅津中村町30番地地先から 同町78番地地先まで	旧	メートル 63.10	メートル 5.30 ~ 5.50
		新	63.10	5.18 ~ 8.92
梅津緯113号 線	右京区梅津中村町29番地の1地先内	旧	5.00	6.40
		新	2.80	6.40 ~ 7.40

(建設局土木管理部道路明示課)